HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	交替居住する孫をめぐる世代間関係 ： スウェーデンにおける祖父母調査から
Author(s)	小野寺, 理佳
Citation	北海道大学大学院教育学研究院紀要, 138, 161-179
Issue Date	2021-06-25
DOI	https://doi.org/10.14943/b.edu.138.161
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/82174
Type	departmental bulletin paper
File Information	12-1882-1669-138.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

北海道大学大学院教育学研究院紀要
第138号　2021年6月

交替居住する孫をめぐる世代間関係

―スウェーデンにおける祖父母調査から―

小野寺　理　佳*

【要旨】　本稿は「未成年子を養育する親の離婚」という状況における祖父母の働きを探るものである。その際，日本でも離婚後の共同親権・共同監護についての議論が進みつつあることをふまえ，既にこの制度が導入されているスウェーデンにおける世代間関係に着目した。2016年と2017年にスウェーデンのエステルスンド市とストックホルム市において，「交替居住」する（していた）孫をもつ祖父母10 名を対象とするインタビューを行ない，家族観，孫とその親への支援や彼らとの交流の実態，世代間関係認識，支援や交流にまつわる葛藤や悩みを問うた。その結果，祖父母たちは，(1)世代間における新たなネットワークの創造という重要な働きを成していること，(2) 個人の自立・自己決定という価値と，家族を第一に考えるメンタリティとの間でしばしば葛藤していること，(3) 若い世代との交流によって高齢期における孤独・孤立の回避への期待をもっていること，が明らかになった。
【キーワード】祖父母の役割，世代間関係，交替居住

はじめに

『教育と不平等の社会理論』(小内 2005) に家族関係や世代間関係に関わる記述を探ると，「狭義の生活世界の中核」としての家族への言及がある。そこでは，少子化と個人主義化の強まりによって，家族は小規模化するとともに選択の対象ともなり（離婚率や未婚率の上昇），生活世界の多様化が進行していると説明されている。小論は，この点に関わって，家族「内部の関係性」の変容の一端を，祖父母という存在に着目して考察するものである。

祖父母は，現代社会では核家族の外部に位置づく存在ではあるが，孫のために活用されるもっとも身近で親密なサポート資源であるとされ，孫家族の情緒面，生活面，経済面に関わる彼らの役割の重要性や影響力が指摘されてきた。しかるに，家族の多様化に関する研究に比して，それに呼応した世代間関係の多様化に焦点を当てる研究の蓄積は少なく，祖父母という存在を見直す動きは，近年ようやく本格化しつつある。

例えば，ライフコース視点から「祖父母であることgrandparenthoodの当たり前」を検証した安藤（1994, 2017）によれば，戦後日本の人口変動と家族変動がこれに複合的な影響を及ぼしてきた。すなわち，人口変動の影響としては，平均余命の伸長と出生率の低下が基本的に「相対的に少ない孫と，相対的に長期間成立する祖父母・孫関係」をもたらした。また，家族変動の影響としては，三世代同居の減少と妻の専業主婦化によって祖父母と孫の核家族ユ

*名寄市立大学　onodera@nayoro.ac.jp
DOI：10.14943/b.edu.138.161

ニットとの間に一定程度の距離ができた。しかし，その一方で，既婚女性の労働市場への進出や離婚が増えた結果，孫の育児に積極的に関わる祖父母というスタイルが祖父母と孫家族との間に新しい関係を築くことになり，「祖父母―孫の親―孫の間の関係についての規範の変容」につながった可能性があると安藤は説明する。

本稿はこれを問題意識の原点とし，「未成年子を養育する親の離婚」という状況における祖父母の働きを取り上げる。その際，国際的な潮流として「子どもの最善の利益」という視点が強調され，日本でも離婚後の共同親権・共同監護についての議論が進みつつあることから，既にこの制度が導入された国のひとつであるスウェーデンの祖父母に着目し，交替居住（共同身上監護のひとつの形態）する孫をめぐる世代間関係を探る。

以下，祖父母という存在がもつ意味や位置づけが変わりつつあることを確認し（1章），問題意識を説明した後に（2章），スウェーデンでの祖父母調査から得られた主な知見を掲げ（3章），離婚後の共同親権・共同監護が選択されたなかでの祖父母の働きの特徴とその意味を考える（4章）。

第1章　祖父母をどうとらえるか

第1節　これまでの祖父母像

祖父母が営む世代間関係については，これまで主に2つの面に関心が寄せられてきた。ひとつは，祖父母がもつ教育力，すなわち，直接的な養育責任が介在する親子とはまた異なる関係のなかで，祖父母が孫の発達において成すさまざまな機能に注目する研究である。知識の伝達，文化の継承，しつけ，社会化の促進，世代間調整，情緒的発達のサポート，ウェルビーイングの向上などが取り上げられてきた（Griggs et al. 2010; 諏澤 2012, 2013）。しかし，これらの働きは，すでに親密な関係ができあがっている三世代のなかで果たされるものであった。

もうひとつは，家族・親族のネットワークや向老期・高齢期を迎えた祖父母の生活に焦点を当てる研究であり，祖父母は，子育て支援など孫家族へのインフォーマルな支援者という位置づけでもっぱら説明される。とりわけ，孫の親が共働きであったり，シングルペアレントであったり，あるいは，障害をもつ子どもを養育している場合など，フォーマルな支援ではカバーできない部分を祖父母が担うことで孫の養育が支えられていることが強調されてきた。その際，取り上げられるのは，やはり，安定的に親密な特定の三世代間における役割遂行であり，基本的には，関わる頻度や提供される支援の量が多いほど（ただし，負担にならないかぎり）その関係は緊密で，祖父母の満足感や生きがいもそれに応じて増進すると考えられてきた（新道 2013; 名須川他 2015）。ここに分類される調査研究は看護領域においても多く見受けられるが，祖父母の位置づけは同じといってよい。

これらの先行研究をみると，親密な特定の世代間関係に注目するゆえに，支援に関する祖父母の主体性や選好性への関心が十分ではなかったことがわかる。

第2節　離婚の増加と世代間関係の多様化

祖親期は孫を得てから祖父母が亡くなるまで続くが，安藤（1994, 2017）も指摘するように，長寿化の進行によってこの期間もより長期化している。長寿社会では高齢者の自立が求められるようになり，向老期の祖父母においては就労や自己実現への志向性の高まりもある。こ

うした状況のもと，祖父母が孫にとっての重要な資源として期待される事実が大きく変わることがないとしても，その支援や交流が提供される前提としての世代間関係のありようは多様なものとならざるをえない。というのも，祖父母の子ども世代の少子化や晩婚化，未婚化によって，祖父母が血縁のある孫を得る機会はより少なくなり，いったん結ばれた世代間関係も，その後の孫の親や祖父母の婚姻関係の変遷に大きく左右されるからである。

先行研究では，孫の親や祖父母の離婚，特に孫の親の離婚によって，親しく交流してきた祖父母と孫が疎遠になってしまう実態が指摘されてきたが，一方で，孫の親や祖父母が離婚を経て再婚することによって，祖父母が新たに孫を得る場合もある。孫の親が再婚によって新たに子どもをもうける場合や，孫の親の新しいパートナーに既に子どもがある場合，さらには，祖父母自身の新しいパートナーに孫がいる場合などがそれにあたる。これを孫の立場からみるならば，孫と祖父母はより長期にわたり親密な交流をもつようになったとはいっても，祖父母のライフスタイルの変化，孫の親や祖父母の離婚や再婚によって交流の内実は揺るがざるをえず，新たに祖父母の地位に就く者，祖父母の新たな孫となる者が出現するなど，多様な世代間関係を経験する比率が高まってきたということができる。祖父母が営む世代間関係といえば，血縁のある固定的で親密な関係が安泰に継続する状況が想起されやすいが，現代社会においては必ずしもそうではなく，より多様で流動的な関係，選好的に築かれる関係として把握される必要がある[1)]。

第2章　離婚後の共同親権・共同監護の選択と世代間関係

第1節　単独親権と共同親権

世代間関係のありようは，上述のように，孫の親や祖父母の離婚によってより多様で複雑なものになりうるが，とりわけ未成年の孫，つまり，自立前の子を養育する親の離婚がこの関係に与えるインパクトは大きい。日本の離婚数の推移をみると，近年は婚姻数の減少などの影響で減少傾向にあるものの，その数は依然として20万組を超えている。その離婚するカップルのうちおよそ6割が「親権を行う子をもつ夫妻」であり，「親が離婚した未成年の子数」は2019年では約20万人となっている（厚生労働省 2020a）（表1）。さらに，夫妻の初婚・再婚の組合せ別婚姻件数の年次推移においては，婚姻件数が減りつつある状況下，「夫妻とも初婚」が減少傾向にある一方で，「夫妻とも再婚またはどちらか一方が再婚」が近年ほぼ横ばいになっている。その結果，構成割合に着目すると，表2のとおり，「夫妻とも再婚またはどちらか一方が再婚」が，2005年に25%を超え，その後も上昇傾向を示している（厚生労働省 2020b）。このことは，親の離婚と再婚を経験する子どもが増加していることを意味する。

表1　年次別離婚件数における親権を行う子をもつ夫妻・親が離婚した未成年の子

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
離婚件数（総数）	289,836	283,854	270,804	261,917	257,475	254,832	251,136	253,354	251,379
親権を行う子をもつ夫妻（%）	60.0	60.0	59.6	58.8	58.3	56.8	57.3	57.8	58.5
親が離婚した未成年の子数及び率（未成年人口千対）	299,525 11.95	292,688 11.86	275,816 11.36	262,345 10.95	254,982 10.79	245,685 10.53	244,625 10.59	249,865 10.93	252,617 11.12
	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
離婚件数（総数）	235,720	235,407	231,385	222,115	226,238	216,856	212,296	208,333	208,496
親権を行う子をもつ夫妻（%）	58.0	58.3	58.4	58.4	58.4	58.1	58.1	57.8	56.9
親が離婚した未成年の子数及び率（未成年人口千対）	235,201 10.42	235,232 10.51	232,406 10.46	224,603 10.2	229,048 10.52	218,513 10.14	213,803 10.03	209,808 9.98	205,972 9.95

＊厚生労働省『令和元年人口動態統計』（確定数）「離婚」
「年次別にみた夫妻が親権を行う子の数別離婚件数及び百分率・親が離婚した未成年の子数及び率（未成年人口千対）」より作成。

表2　年次別婚姻件数における夫妻の初婚－再婚の組合せ

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
婚姻件数（総数）	757,331	740,191	720,418	714,265	730,973	719,822	726,106	707,740	700,222
夫婦とも初婚（%）	77.0	76.1	75.2	74.7	74.1	73.9	74.1	74.1	74.4
夫婦とも再婚又はどちらか一方が再婚（%）	23.0	23.9	24.8	25.3	25.9	26.1	25.9	25.9	25.6
	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
婚姻件数（総数）	661,898	668,870	660,622	643,783	635,225	620,707	606,952	586,481	599,007
夫婦とも初婚（%）	74.1	74.0	73.7	73.6	73.2	73.3	73.4	73.3	73.3
夫婦とも再婚又はどちらか一方が再婚（%）	25.9	26.0	26.3	26.4	26.8	26.7	26.6	26.7	26.7

＊厚生労働省『令和元年人口動態統計』（確定数）「婚姻」
「夫妻の初婚－再婚の組合せ別にみた年次別婚姻件数及び百分率」より作成。

両親が離婚した後の親子関係について，現在の日本では，単独親権制度が採用されている。婚姻期間中は両親の共同親権となっているが，離婚する場合，婚姻していない未成年の子どもについては，両親のいずれか一方を親権者と定めなければならない。親権者は子どもに対する監護教育の権利・義務をもち，その多くは子どもと同居するため，親権を得た親側の祖父母が孫との親密な関係を享受する機会が必然的に増える。すなわち，親権者ではない親が子育てに関わらない・関われない一方で[2)]，親権者の側の祖父母が孫に多くの手間とお金を投下して強力な子育て支援者となる（ならざるをえない）のである。親権者の約8割が母親であり（厚生労働省 2017a），その母親が十分な経済力をもたない場合も多いことから，先行研究でも，母方祖父母による生活支援が取り上げられることがほとんどであった。

しかし，近年の動向として，子の利益と子の権利が個人・社会・法的関心事項となり（原田 2017），親の離婚後の子どもの養育に関して，共同親権や共同監護の議論が進んできたことに注目する必要がある。離婚後の共同親権とは，婚姻関係が解消された後も，父母がともに子どもの親権をもつ制度であり，共同監護とは共同親権のもとでの子どもの監護をいう。日本では協議離婚が大きな比率を占める一方，司法統計をみると，少なくとも2000年以降，養育費請求や面会交流についての家事調停や家事審判への申し立てが増加傾向にある（厚生

労働省 2015)。離婚後の親権のあり方について，学識者や実務家，当事者のレベルでさまざまな見解が出されるなかで，法務省は2019年9月，共同親権制度導入の是非などを議論する研究会を年内に発足させると発表し，同年11月から2020年12月までの間に計12回の研究会が開催されている[3)]。

第2節　祖父母と「交替居住する孫」

では，共同親権制度の導入は，祖父母にとってはどのような意味をもつのだろうか。日本への共同親権導入の是非[4)]を議論することは本稿の目的ではないため一旦措くとして，一般に共同親権・共同監護を世代間関係という点からみたとき，重要なのは，祖父母と孫の関係が単独親権の場合とは異なった形で営まれる可能性があるということである。つまり，祖父母は，孫の親が離婚した後も，孫との交流の機会を基本的には失うことにならず，祖父母と孫，そしてその間の親を含めた三世代の関係を多様に展開することが可能になる。逆に，孫の立場からいえば，孫はそれぞれの親との暮らしのなかで，父方母方双方の祖父母とより多くの交流をもち，より多くの支援を受けることが可能になるということである。

ここで，注目されるのが「交替居住」(shared residence) である。これは共同身上監護のひとつの形態であり，子どもが離別した両親のもとを定期的に行き来し，原則的に同程度の期間をともに暮らすことをいう。単独親権との相違を端的に示すライフスタイルであることから，交替居住する孫をみることにより，共同親権制度における世代間関係の特徴をとらえることができると考えられる。調査を行ったスウェーデンは，その普及が相対的に進んでいる国のひとつとして知られる。

祖父母と「交替居住する孫」に関する調査研究は共同親権制度を採用する欧米諸国を先達としており，例えば，世代間関係研究では，交替居住が，孫と父方母方双方の祖父母とのコンタクトをバランスよく増やす契機となっていることが確認されている。祖父母を孫にとっての重要な資源と見なし，双方の祖父母と親密な交流が行われうる状況を，孫にとって有益な環境であると結論づけるものが多い。また，祖父母においても孫との関わりの維持が強く望まれるようになり，孫とより多く交流する機会を得た祖父母が，もはや孫の親世代を世代間の仲介者とすることなく，自身で孫との関係を強化しようと積極的に働きかけるケースも出現していることが報告されている（Westphal et al. 2015; Jappens and Van Bavel 2016; Jappens 2018)。

さらに，子どもの発達や心理という面から交替居住を取り上げる研究でも，子どもへの支援者としての祖父母に関心が寄せられている。交替居住する子どもは，彼らの祖父母を親密な感情で結ばれた重要な存在と認識しており，複数の生活拠点をもつ（＝交替居住する）ために複雑化せざるをえない社会関係において，祖父母が安定的に頼れる存在として位置づいていることが指摘されている（Zartler and Grillenberger 2017)。

ただし，次節で述べるスウェーデンでの祖父母調査（2016年）以降に発表されたものも含め，既存の研究を概観すると，量的調査が多く，個々の祖父母から悩みや葛藤を含めて具体的に聞き取りをしているものはほとんど見当たらない。よって，本調査はその空白を補うものと位置づけられよう。

第3章　スウェーデンの祖父母インタビューの結果から

第1節　スウェーデンにおけるパートナー関係

まず，スウェーデンにおける家族のありようを大まかにとらえておこう。婚姻率と離婚率（人口1000人あたりの婚姻数，離婚数）は，パートナー関係の実態を示すひとつの指標ではあるが（2018年には，日本が4.7と1.7，スウェーデンは同性婚・同性離婚含め5.0と2.5,）（総務省統計局 2020），スウェーデンには「非婚の同居カップル」が一定数いることに留意が必要である。これはサムボ（一緒に住むの意）と呼ばれ，通称サムボ法（1987年）が，異性間・同性間を問わず，サムボのカップルに対し，法的に婚姻している夫婦とほぼ同様の権利や保護を与え，パートナー関係が解消された際の子どもの養育や住居・家財の分け方などを定めている（善積 1995）。サムボ法により，法律婚を選択しないカップルが増加することとなり，2011年には，パートナーと同居する20歳以上の者の約3割，20-34歳のカップルに限定すると約6割が非婚の同居を選択していた（OECD 2016）。それに伴い婚外子の比率も上昇し，1995年には婚外子が全出生数の半数を超え，以降漸増している（OECD 2020）。

家族形態をみるならば，0〜21歳の子どもおよび若者が同居するのは，2014年時点では，実の両親72.2%，実の親および継親8.0%，シングルペアレント19.4%，親以外の人0.4%である。このうち，2015年までの1年の間に両親の離別を経験したのは，実の両親と同居していた者の2.9%，実の親および継親と同居していた者の9.7%，親以外の人と同居していた者の3.0%であり，ステップファミリーの子どもと若者が再び同じ経験をする可能性の相対的な高さがうかがわれる（SCB 2017）。

このように，スウェーデンは，多様なライフスタイルが容認され，子をもつ親の離別可能性が高い社会といえるが，離別の場合に選択されるのは主に共同親権である。1980年代から2000年代にかけての親権者の変遷をみると，1983年には，母親が単独親権者である比率が53%，父親が単独親権者である比率が10%，共同親権は37%であったが，その後共同親権の比率が上がり，2008年には95%に達している（SCB 2009）。今や，親の離別を経験した子どもの圧倒的多数は，その後も両親とのつながりを維持しながら養育されている。そして，1980年代半ばには，両親が離別した子どものうち交替居住しているのは1〜2%に過ぎなかったが，この数値は2010 年には30〜40%にまで上昇しており（Bergström et al. 2015），このこと（交代居住の増加）は，ここ数十年間におけるスウェーデンの子どもの生活環境の最大の変化のひとつといわれている[5)]。

第2節　調査の概要

以上のことをふまえ，本調査では，対象者の条件を「子（祖父母にとっての孫）をもつ子世代（孫の親）の離別を経験した祖父母」，言いかえるなら，「親の離別を経験した孫をもつ祖父母」として，ストックホルム市とエステルスンド市（Östersund：スウェーデン中部イェムトランド県の県庁所在地であり，エステルスンドコミューンの中心地）において計10名の紹介を受け，半構造化インタビューを行った（表3）。10名には2組のカップルが含まれる（7・8，9・10）。調査時点での孫の年齢はさまざまであったが，いずれも，孫が未成年のときに両親が離別し，共同親権・共同監護が選択され，交替居住が行われていた。

調査期間は2016年9月の約1週間，対象者の自宅あるいは指定された場所において，スウェー

デン語の通訳を介して話を聞いた。インタビュー時間は各1時間半前後である。孫が交替居住していた当時を中心に，祖父母自身の家族観や社会福祉観をはじめ，孫とその親への支援や彼らとの交流の実態，支援・交流認識や世代間関係認識，支援や交流にまつわる葛藤や悩みを問い，祖父母がいかなる立ち位置をいかなる認識のもとに選び取ろうとしてきたのかを探った（小野寺 2018）。

表3　インタビュー対象者

		続柄	年代	パートナー有無･家族構成･職歴･子や孫の状況	自身とパートナーの離別経験
エステルスンド					
	1	祖母	60代	パートナーとふたり暮らし。元公務員。子育て中は専業主婦。3子。長女の最初のパートナーとの孫2人（20代）。長男に孫2人（10代）。次男パートナー有。長女は離別，現在パートナー有。	無
	2	祖母	60代	パートナーとふたり暮らし。子連れ同士のカップル。元公務員。2子（前のパートナーとの子ども）。長女の最初のパートナーとの孫1人（10歳未満）。次女に孫2人（10代）。祖父には前のパートナーとの間に息子がいる。祖父の子どもの方は，孫7人，曾孫2人。祖母の長女が離別，現在パートナー有。	両方とも有
	3	祖母	90代	ひとり暮らし。元酪農・林業・農業。5子。孫12人。曾孫9人。複数の子ども（息子，娘）が離別，現在パートナー有。	無
	4	祖母	60代	ひとり暮らし。フルタイム事務職。3子。長男の最初のパートナーとの孫1人（10歳未満）。長女に孫6人（10歳未満2人，10代1人，20代3人）。長男は離別，現在パートナー有。	有
ストックホルム					
	5	祖母	80代	ひとり暮らし。元美術教師。祖父（故人）も教師。2子。長男に孫2人（20代）。長女パートナー有。長男は離別。	無
	6	祖母	70代	パートナーとふたり暮らし。元フルタイム事務職。2子。長男に孫1人（10代），次男パートナー有。長男は離別。	有
	7	祖母	60代	パートナーとふたり暮らし。祖母は元保険会社勤務。祖父は歯科医師。2子。長男，	無
	8	祖父	60代	次男ともに離別，現在パートナー有。長男の最初のパートナーとの孫1人（20代），現パートナーとの孫2人（10代）。次男の最初のパートナーとの孫2人（10代と20代），現パートナーとの孫2人（10歳未満）。	無
	9	祖母	70代	パートナーとふたり暮らし。子連れ同士のカップル。祖母は作業療法士など医療	有
	10	祖父	70代	関係。祖父は建築家。前のパートナーとの子どもとして，祖母に2子（長男と長女），祖父に2子（長男と長女）。祖母の長男に孫3人（10代2人，10歳未満1人），長女にも孫がいる。祖父の長男に孫1人（10歳未満），長女に孫3人（10歳未満）。祖父の長男が離別。	有

インタビュー対象者である祖父母は，パートナーとふたり暮らし，あるいはひとり暮らしで，孫家族が近隣に居住し，日常的な支援や交流を行なってきた人々である。自身もパートナーとの離別を経験しているのは10名中5名である。職歴は，90代祖母（3）が家業である農林水産的職業に従事していたことを除いては，公務員，教師，事務職員，歯科医師，作業療法士，建築家などの事務的職業や専門・技術的職業であり，一定以上の教育水準と推察される。全員が60歳以上で，コーホートとしてみると，社会民主労働党政権のもとでスウェーデン・モデルが築き上げられてきた時代を生き，家族をめぐる社会福祉政策や結婚をめぐる社会的思潮の大きな変化を体験してきた世代である。彼らは，基本的には，スウェーデンの社会福祉サービスに厚い信頼を寄せている。なかでも，「子どもの最善の利益」を謳ったこの国の子育て支援については，他国と比較して優れているとの自負があることに加えて，彼ら自身が幼い子どもを抱えていた時期に比べて，現在は，より子育てしやすい環境が整えられてきたことを高く評価している。一方，家族支援に対する彼らの態度はそれとは対照的である。理念

や制度としての家族支援を支持するものの，パートナーとの離別やそれに伴う子どもの養育の問題に公的なサービスが介入することについては抵抗を感じ，家族のことは家族で解決したいとの思いが共通して強いことが確認された。

第3節　交替居住する孫をめぐる世代間関係

インタビューから得られた主な知見は次の５点である[6]。

[1] 祖父母は，離別に関わる孫の親の選択（パートナーとの離別，離別後の孫の養育方針など）に干渉することを控えている。

[2] なぜなら，祖父母は，「自立すること」が世代間関係を選好的に築く基盤であると考えるからである。

[3] 従って，孫の親の離別に際して，祖父母が孫家族に対して行う支援は，その精神的苦痛を和らげたり，幼い孫がある程度成長するまでの手助けを提供したりするなど，限定的である。

[4] しかし，祖父母は，世代間関係に関する支援には積極的である。彼らは〈子どもの最善の利益〉という考え方に立ち，孫の両親およびその新パートナーを孫の「資源」としてとらえ，孫とそれらの人々とをつなぐ手助けをする。

[5] 交替居住する孫をめぐる世代間関係において，祖父母は，孫の親の離別を契機として拡がりつづける家族の“結び目”をもって自任している。

以下，この５点について具体的にみていこう。

[1] 祖父母は，離別に関わる孫の親の選択（パートナーとの離別，離別後の孫の養育方針など）に干渉することを控えている。

祖父母においては，孫の親の選択が孫にとって最善といえるのか疑問があるような場合でも，その選択の是非について発言することは控えるべきことと考えられている。親密な親子関係であっても踏み込えてはいけない境界線があり，そのルールが極めて厳格に守られている。

ある祖母は，娘の転居により，交替居住で両親のもとを往復する孫の負担が増えたことを心配し，娘の選択には賛成できないと語るが，「それは彼女（娘）の人生ですから，思っていても出しませんし，意見を言うわけにもいきません。それはそれでまた大変です。今は何とか，バランスの取り方を見つけ始めました。そうなるまでは10年もかかりました」(2) とも語っており，抑制的である。また，息子や孫との絆の強さには自信があるという祖父も，「どんな時に関わるか，関わらないかのバランスをわきまえてやらないといけないと思っています。例えば，息子がどんな女性を好きになろうと私が口を出すことではありません。それは彼の人生だからです」(8) と発言している[7]。

このふたりの発言に出てくる「バランス」という語は他の者の発言のなかにも見受けられる。祖父母においては，親しさと干渉の境界線を超えないバランス感覚が世代間関係をうまく営むために必要なものと認識されていることがわかるだろう。祖父母は，何か問題があるときには「対話」という形で孫や孫の親と話し合いをもっている。「もちろん，いろいろな対話をしますが，私からアドバイスする必要はほとんどないと思います。ですが，意見が違うときは，私はこう思うとはっきり言います」(6) という言葉が示すように，「対話」の相手を

することは助言が目的ではなく，最善の選択ができるように思考のプロセスにおいて協力を惜しまないということである。祖父母は，これこそが自分たちにできる精神的支援の最重要な部分であると認識している。

[2] なぜなら，祖父母は，「自立すること」が世代間関係を選好的に築く基盤であると考えるからである。

祖父母が孫の親のパートナー関係や孫の養育方針に干渉しないことは，親子が互いに自立した存在である・あるべきとの認識が世代間で共有されているからであり，その自立を可能にしているのがまさに高福祉の社会である。フォーマルな支援体制が整ってさえいれば，シングルペアレントであっても，生活基盤を整えて子どもを育てていくことは可能である。

> 家族が危機を迎えたからと言って，サポートを提供するというのが一番重要なのではなく，基本的な安心感が一番重要だと思います。保育所や施設，設備が整っていて，別れた後に移ることのできる住居があって，仕事もある。私も別れたのですが，その時も引き続き仕事ができましたから，子どもを育てることもできました。夫が養育費を払ってくれない場合は国の方から養育費をもらえます。そのようなシステムが整っていますから，何かあった時のためのサポートではなく，基本的なサポートが整っていることがとても大事だと私は思います（2）

祖父母は，孫の親と，互いに生活上の自立を果たしたところで，対等な関係としての愛情を育て，愛情が拠りどころとなる選好的な関係を築こうとする。つまり，「頼る・頼られる」「世話になる・世話をする」といった依存する・される部分があるからこその親しさで関係が強化されるのではなく，精神的なものだけで結びつくことができることを彼らは重視する。そのことについて，ある祖母は「社会福祉が発達することによって家族からの自立につながったと思います。昔は親や兄弟が嫌いでも，他に手助けをしてくれる人たちがいなかったので，付き合うしか選択肢がなかったのです。しかし，今は社会福祉という代理があるので，嫌であれば付き合う必要はないのです。そういう意味では本当に愛情と心の絆が大事ですね」（6）と語る。また，祖父からは，「社会福祉制度がないとだめです。子どもが親への責任を感じなくて済むというのは非常に大事なことです」（8）という発言があり，年長世代が若い世代に依存しなければならない状況において望ましい関係は成立しないという考えが示されている。

もちろん，この高福祉社会がパートナーとの離別を容易にした側面もあるが，離別した両親がそれぞれ「自立すること」を可能にし，その自立が共同監護を可能にしているのも事実である。従って，個人の自立を支援し，そのうえで，「協力のための対話」の機会提供やコンタクトパーソン，コンタクトファミリー[8)]の選定などを通して，親の離別を経験した子どもにとっての最善を追求しようとするスウェーデンの福祉サービスに対し，彼らは一定の評価を与えている。

[3] 従って，孫の親の離別に際して，祖父母が孫家族に対して行う支援は，その精神的苦痛を和らげたり，幼い孫がある程度成長するまでの手助けを提供したりするなど，限定的である。

祖父母が孫家族に提供する支援（交流）の内容は，離別で傷ついた子ども（孫の親）を支える，クリスマスや誕生日をともに祝う，夏休みをともに過ごす，保育所や学校に孫を迎えに行く，放課後に孫を祖父母宅で遊ばせる，定期的に孫とその親を夕食に招く，孫が病気のときに自分の仕事を休んで付き添う・看病しに行く，孫の親の出張や旅行のあいだ孫の面倒をみる，が主なところである。彼らによれば，祖父母にできることは，精神的支援や，幼い孫のための緊急時あるいは一時的な手助けであり，孫の親の生活基盤を立て直すことは，基本的にはフォーマルな支援を利用して孫の親自身がすべきことである。「そのために税金を払っている」という発言が複数の者から聞かれ，スウェーデン社会は，税金を「正しく」使うことによって「自立」して生きることができる社会であるとの認識が共有されている。

> ちょうど別れる時に，始めの頃は（娘の）うちがとても大変だったので，二人の孫は近くに住んでいた私たち（祖父母）の家によく来ました。ですから，まるで自分の娘と息子のように世話をしていた時期もありました。今でも孫たちとはすごくいい関係を保っています。何かあれば電話もきます（1）

> 孫の実父が去った時には，孫はまだ赤ちゃんだったので，そこのハンモックに座ってお乳をあげながら娘が泣いているのを慰めたりしたこともありました。私と娘はそのころからずっといい関係にありましたし，彼女にとって私は地理的にも関係も近い立場にありました。孫は，学校が終わったら私の所に来るなど，以前は近くに住んでいましたから，いつでもここに来ることができる状態でした。そういう意味では，安心感を与えてあげられる存在だったかなと思います（2）

この他，日本ではほとんど見られない特徴的な支援として，交替居住する孫の送迎がある。ストックホルム在住の祖父（8）は，父親（長男）が住むストックホルムと母親が移り住んだ地方都市を，幼い孫がひとりで飛行機に乗って行き来することになったため，空港への孫の送迎を長年担った経験をもつ。共同監護の場合，別れた両親が近隣に住み，子どもが両方の家を行き来しやすい環境を整えるのが一般的といわれる。しかし，このケースでは孫の母親が遠方に転居してしまったことから，多忙な長男カップル（長男と現パートナー）に代わり，祖父が2週間に1度，金曜日に学校が終わると孫を空港に送り，日曜の夕方に空港に迎えに行くことを続けてきたという。この交替居住について，祖母（7）は，「子ども自身も，友人関係や保育所など自分の世界を築いているのに，その子どもの社会を根こそぎ壊して子どもたちを別の場所に移すのは子どものためにいいことなのか疑問に思いますね」と述べ，孫のために必要な生活スタイルと理解していた。このように，交替居住では，子どもが定期的な移動を繰り返すため，祖父母にはその送迎要員としての一定の需要が存在する。

[4] しかし，祖父母は，世代間関係に関する支援には積極的である。彼らは〈子どもの最善の利益〉という考え方に立ち，孫の両親およびその新パートナーを孫の「資源」としてとらえ，孫とそれらの人々とをつなぐ手助けをする。

孫の親カップルのパートナー関係が解消された場合，一般に，祖父母の子どもの元パートナーと祖父母との交流は縮小されていっても不思議ではない。しかし，祖父母にとって，子

どもの元パートナーや元パートナーの親（孫のもう一方の祖父母）とも，機会があれば，また必要に応じて交流が維持されることは当然のことと考えられている。祖父母たちから〈子どもの最善の利益〉という語が頻繁に聞かれるところから，この語がスウェーデン社会にいかに浸透しているかがうかがい知れる。この〈子どもの最善の利益〉という語に関しては，彼らがこの語を何によって知り，その意味をどのように理解しているのか，という点を確認していないため，個々の解釈にどれほどの揺れがあるのかは不明である。しかし，少なくとも，この語が祖父母たちにとって馴染みがあり，この語で表される理念の重要性が認識されていることは事実といえよう[9)]。

彼らは，孫とその離別した両親が祖父母のところで一緒にクリスマスを過ごせるようにセッティングするなど，孫が両親とよい関係を維持する機会や場所を積極的に提供している。また，夏休みには祖父母所有のサマーハウスに孫や孫につながる人々が集まれるようにする，子どもの元パートナーを祖父母宅に招く・会う・カードを送り合う・電話で話す，子どもの元パートナーと現在のパートナーが祖父母宅で会う機会をつくるなど，離別後の元パートナーとも積極的に交流を続けている。いずれの場合も，それらの交流が土台となって孫がより豊かな家族関係を得ることができると考えられている。交替居住のための支援もこうした考えによる。典型的な発言として次のような言葉が聞かれた。

> 私の息子や娘も離別して現在は別のパートナーがいますが…別れた後でも，別れた両親がコンタクトをとって，クリスマスなども孫や娘の元パートナーも来て一緒に祝うことができています（3）

> ここ（スウェーデン）でもそれ（別れた両親がその後も子どもに関わり続けること）は簡単なことではありません。親両方が子どものためにそうしたいという強い意思があって可能になっています。子どもにとってベストは何かを考えることが大事です（5）

> 私（祖母）の長男も離別しました。孫も今は核家族ではなく大きな家族をもっています。今の子どもたちは，離別した親がそれぞれ家族を作り，たくさんの親族をもっていることが多いです。親族だけではなく，様々な大人も子どもに関わっているのが普通です。もちろん，なかには伝統的な家族を維持している人たちもいますが，その傾向は薄れつつあります。子どもにとって大切なのは親だけではなく，様々な大人が子どもとのつながりをもっているのが一般的になってきています（6）

> 私たちも，息子たちの前のパートナーと仲良しです。旅行に行ったときには必ずみんなにカードを送ります。向こうも同じように送ってくれます。もちろん電話もしますし，時々会ったりもします。孫たちは，パパの前の奥さんなどという気兼ねはないし，みんなが集まれば楽しいと思っています。子どもがそういうふうに偏見なく楽しんでいると，大人も見習わないといけないと思うのです（8）

その際，孫への関わりをめぐっては，血縁のある孫と血縁のない孫とでは距離感が異なるとの発言もある。自身もパートナーもともに子連れで一緒になった祖母は「自分の孫だけで

はなく，何かの形で孫になってしまう人にも，どう接するといいのか，どれだけ愛情を注げばいいのか，どうするのが普通なのか，考えなければならないことがたくさんある」(2) と語り，同じく子連れ同士のカップルである祖父は「私が一番気にかけているのは私の子どもたちや孫たちで，妻が一番気にかけているのは自分の子どもたちと孫たちです」(10) と語っている。両名とも，自分の孫とパートナーの孫とでは親密さの程度が同じではない（同じにはなりえない）ことを率直に認めたうえで，孫との関係に適度な距離と親しさを探ろうと努力しており，孫がもつネットワークに関して自分がどのように貢献できるかという点に関心を寄せている。

しかしながら，祖母 (6) には，現代の家族の絆を「ピザのように薄く広く」と表現し，ネットワークの拡がりによってそのなかの関係性が必然的に薄くなってしまうことを冷静に観察する側面もある。他にも，「子どもたちも，親が別れたり新しいパートナーができたりするのに合わせて，さまざまな人をお父さん・お母さんと呼ばなくてはならなくなって，さまざまな大人と知り合いにならなければいけなくなるわけでしょう。その子どもたちの精神的負担も考えるべきだと思います」(2)，「離別しても子どもにとっての親が変わるわけではないので，1週間ごとにそれぞれの親のところで生活することが多いです。それが子どもにとっていいことなのかどうかはわかりません」(4) など，孫の置かれた環境を慮る声が聞かれたことも事実である。上記 (2) (4) (6) は自身もパートナーとの離別経験者であり，親子関係が維持されることのメリットを理解しながらも，孫が負わなければならない負担がより強く案じられている。

このように，祖父母たちには，現代社会における離別の多さに対する屈託や違和感や批判的意見を抱えながら，孫のための支援や交流を続けている部分もあり，家族をめぐる理想と現実，期待と諦めとの間で葛藤する者も少なくない。

[5] 交替居住する孫をめぐる世代間関係において，祖父母は，孫の親の離別を契機として拡がりつづける家族の“結び目”をもって自任している。

既にみたように，祖父母たちは，孫の両親が離別後も孫の養育に継続的に関われるように，さらには，離別した孫の両親それぞれの新しいパートナーやパートナー側の家族と孫がよい関係を築くことができるように配慮し，その機会をつくろうと努力し続けている。彼らは，〈子どもの最善の利益〉という観点から孫が愛情豊かな環境にあるかどうかを常に案じており，孫家族の外側にあって，孫をめぐる家族のつながりが維持されるための支援を提供する態勢にある。このとき，祖父母の立ち位置を表する語として聞かれたのが「ミーティング・ポイント」「宇宙の中心」「ライフ・パズル」である。

> 孫たちにも，保育所や学校の友達，両親などからなるネットワークがそれぞれあって，私たち祖父母はそのネットワークの端の方に位置しているのです。私たちは，実はネットワークがいろいろあるところの，この外の方にね，衛星みたいになっているのですね。そのなかには含まれているけれど，（ふだんはそれらのネットワークの）接触点ではないということです。だから，私たちは，彼らに宇宙があれば，その中心というわけではないのです。でも，先ほど言った田舎の家が，息子と娘の子どもたち，私の孫たちの出会いの場所，ミーティング・ポイントになるわけです。その場所を提供する私たちも，その時には宇宙の中心に昇格するわけです (10)

「ミーティング・ポイント」とは，孫をめぐる様々な世代の人々を結びつける出会いの場という意味であり，この祖父にとっては，田舎のサマーハウスがその場所である。祖父母，孫の親，孫にはそれぞれのネットワークがあり，日常生活において祖父母は他世代のネットワークの末端にある。しかし，田舎のサマーハウスで休暇を過ごすときには，祖父母が中心となって世代間のつながりが確認され，より親しい交流が生まれると説明されている。一方，「宇宙の中心」とは，世代間関係の拡がりを宇宙に擬えた表現である。孫や孫の親にとっての祖父母は「お月様」，つまり，存在はするがそこから影響を受けることはないもので，見えることもあれば，雲に隠れて見えないこともある。しかし，日常を離れて祖父母のサマーハウスに集まったときには，三世代の関係がつながって，祖父母が「宇宙の中心」になる。これは，眼には見えないがその場の力学を制御する存在という意味であると思われる。さらに，この祖父は「ライフ・パズル」という語で，祖父母による地道な支援や交流の積み重ねが孫たちの一日あるいは人生を成り立たせるための必須のピースであると語っている。

いずれも，家族の結び目としての自覚と自信を感じさせる表現といえる。これらの象徴的な表現はすべてひとりの祖父によるものであり，ここまで端的な表現は他には聞かれないが，どの祖父母にも同様の自負を見出すことができる。例えば，祖母（6）は，長男とその子ども，さらには，年の離れた自身の異母弟とその子どもたちなど多様な世代間交流を，パートナーと共有する田舎のサマーハウスを拠点として長年続けている。

そして，同時に，祖父母たちは，孫の両親が離別後にそれぞれ新しいパートナーを得ることにより，孫たちが父方・母方複数の祖父母をもつとき，彼らが様々な事情に応じて特定の祖父母との支援や交流の関係を選好するという現実についても自覚的である。彼らは，世代間関係が流動的なものであることを承知したうえで，それぞれの世代との相互的な関係のなかで家族の結び目としての務めを果たそうとしている。

第4章　新たなネットワークの創造―葛藤と戦略と―

ここまで，インタビューの結果をみてきた。祖父母インタビューを実施した2016年と翌2017年には，福祉行政に携わる職員へのインタビューを同じくストックホルム市とエステルスンド市において行っている[10)]。最後に，これら職員の発言も参照しながら整理を行い，締めくくりとする。

まず，祖父母たちの立ち位置をみると，現代の家族観，男女観，子育て観を否定することなく，孫の親の考え方や生き方の選択を受け入れようと努めている。しかし，同時に，離別をためらわない風潮にはとまどいや違和感をもっており，「例えば，暴力やアルコールや麻薬の乱用など，別れるしか選択肢がない場合に，女性が選択肢を選べるのかどうかということでは，別れやすい今の社会のシステムはいいと思いますが，ささいな諍いや，ちょっと気が合わなくなった，好きではなくなったなど，それだけのことで別れるのはどうなのかと思います。そのような意味で別れやすいことはいいのかどうか」（2）という言葉も聞かれている。このように，2016年時点祖父母であった者たちにおいては，個人の自立と選択意志を尊重する社会への信頼と，家族を第一に考えるメンタリティが併存し，ふたつの価値の間で葛藤するなかで孫家族との関係が営まれてきた点を指摘しておきたい。

では，彼らが交替居住する孫をめぐって営む世代間関係とはどのようなものだったか。共

同親権・共同監護が選択されると，離別後も孫の両親がともに孫の養育に責任をもつため，孫は一方の親との接触を失うことにはならない。しかし，親子間の力関係は不均衡である。「子どもの最善の利益」という理念は，「子ども本人の主張としてよりも，大人たちが自らの主張の根拠としがち」（髙橋 2013）であり，養育される子どもの立場にある孫が，家族関係やその後の暮らしに関する選択の意志を十全に行使できるわけではない。そのようなときに，祖父母は，家族の結び目として，孫の親の新・旧パートナーとの関係を維持しながら，ストレスフルな状況にある孫の居場所・拠り所ともなり，孫が，その両親や新しく親のパートナーとなった人々，新しいパートナーが連れてきた子どもたち，親と新しいパートナーとの間に生まれた子どもたちとの良好な関係のなかで生活できるよう調整し，さらに，新しく自分の孫となった者たちと親しい関係を築いている。これを一言でいうなら，世代間関係における新たなネットワークの創造ということになろう。このようなスウェーデンの祖父母の姿は，基本的に，親権者の親という立場で，自身に連なる子どもと孫だけを丸抱えで支援してきた日本の祖父母とは異なるものといえる。

このとき，少なくともインタビュー対象者の祖父母たちは，この新たなネットワーク全体を「家族のようなもの」と認識している。彼らは，家族とは核家族のことであり，祖父母は孫家族には含まれないと語る一方で，祖父母が築くこのネットワークの全体を大きな家族としてイメージし，その重要性を強調する。祖父母によるこの働きは，「両親が離別後にそれぞれ新たなパートナーを得て，子どもがより大きなネットワークを手に入れることができれば幸せである」[11] という認識に支えられたもので，社会福祉課・社会福祉局の職員によれば，これはスウェーデン社会に共有される認識である。

ただし，スウェーデンのこうした祖父母のスタンスには，高福祉社会における高齢者の孤独・孤立の問題も大いに関わっている。自立した個人として生きることに祖父母たちは高い価値をおくが，自立は孤独・孤立をもたらす場合もあるからである。従って，世代間関係において必要とされる働きを成すことは，祖父母にとっては，若い世代との親密な関係を強化して孤立や孤独に陥らないための良策であり，その意味で「戦略」ともなっている。このことに関して，エステルスンドの社会福祉課職員は「子どもたちも自分の家庭をもつと，高齢の両親を家族ではなく別の家族だと見なします。高齢者の家族は，自分たちに必要なものを認識し，選択するのです」と語り，祖父母自身も孤独・孤立の問題を解決するために，世代間関係において選択的に動かなければならないとの見解を示している。また，ノルマルム区社会福祉局職員は，祖母としての自身の経験を語る際，子・孫世代とのコミュニケーションの積み重ねについて「投資」という直截的な表現を用いている。彼女は，「私が将来高齢になったときに，子どもたちや孫たちとよい付き合いができるためには，今のうちに孫の世話をしたり夕食をご馳走したりするなどの投資というのか，いい関係をつくっておかなければと思います」と語っている。

以上，スウェーデンにおける祖父母は，個人の自立・自己決定という価値と，家族を第一に考えるメンタリティとの間で葛藤しながら，同時に，高齢期における孤独・孤立の回避への期待を抱きつつ，世代間における新たなネットワークの創造という重要な働きを成していることが示された。

おわりに

今日の日本の状況をみるならば，親の離婚を経験する子どもが増えている現実がある。単独親権制度のもとで親権者ではない親やその親に連なる人々と疎遠になり，結果として子どもの家族関係，世代間関係が縮減され，そのことが彼らのウェルビーイングを低めているケースも少なくない。これまでのように，親権を得た側の祖父母が孫のために支援を提供し，支援の授受に支えられた親密な関係を享受するということだけではなく，祖父母という存在には，孫の地位にある子どもたちそれぞれとの関係を維持，あるいは新たに築いていくことが求められる段階にきていると思われる。祖父母含めての多世代関係という視点から孫の養育環境を見直すことは，親の離婚を経験する子どもが増えるなかで，彼らに必要な社会的支援を考えるうえでも重要となろう。

今後は，祖父母調査の結果を孫世代対象の調査（スウェーデン）[12] によって検証する作業を進めるなかで，日本の祖父母が世代間関係において果たす働きがどのように変わっていくのか注視していきたい。

注

1）例えば，杉井（2006）は，祖父母と孫との関係性は「新しい家族・親族関係の創造」でもあり，この関係性は「子どもたちをとりまく緩衝的社会関係」としても位置付けられると述べている。また，安達（1999, 2010）が，「老親扶養」の視点から「個としての高齢者」の視点への転換を主張し，「個としての高齢者による『家庭』再構築」という視点からのネットワーク研究（世代間関係も含めた）の必要を指摘している点が注目される。

2）日本ではこれまで協議離婚が離婚のおよそ9割を占めてきており（厚生労働省 2020a），面会交流の取り決めをしないまま離婚する事例も多い。また，親権者である親が非親権者に子どもを会わせない場合もある。

3）研究会は公益社団法人「商事法務研究会」が主催し，研究者，弁護士，家裁判事，関係省庁（法務省，厚生労働省，最高裁判所）からの出席者がメンバーとなっている。
（https://www.shojihomu.or.jp/kenkyuu/kazokuhousei）

4）離婚後の共同親権・共同監護を制度化することについては積極的な立場と慎重な立場とがある。共同親権・共同監護のメリットとしては，単独親権の場合の非監護親への養育責任の履行が期待されること，親に会いたいという子どもの権利が保障されること，シングルペアレントに養育される子どもの心理的ストレスが軽減されること，多様な子育てが可能となることなどがあげられている。しかし，DVや児童虐待の加害親にも親権や監護を認めるのか，当事者の子どもの意思がどのくらい反映されるのか，子どもが両親の間を行き来し続けることのストレス（例えば，再婚家庭への定着が困難になる）をどうするのか，といった様々な問題も指摘されている（野口 2011; 山西 2015）。

5）スウェーデンの交替居住については，The Elvis Project - About child wellbeing in different family forms, Studies on children with joint physical custody (JPC) in Sweden. (Stockholm University) を参照。
(https://www.su.se/publichealth/english/research/research-projects/the-elvis-project)
また，スウェーデンにおける親の離別後の子どもの養育については善積京子（2009a, 2009b, 2011）の調査研究がある。

6）スウェーデンにおけるパートナー関係は多様であり，法律婚，サムボ，再婚や同居はしないが特定のパートナーをもつなど様々な水準がある。インタビュー対象者はこれらのパートナー関係を区別せずに語って

おり，孫の親のパートナー関係の法的な状態を承知していない場合もあった。従って，本インタビュー調査に関して記述する際には，基本的には，「離婚」（法律婚における婚姻関係の解消）ではなく「離別」（法律婚およびそれ以外のパートナー関係の解消）という語を，「再婚」ではなく「現在パートナー有」「新たなパートナーを得る」といった表現を充てる。

7）祖父母が孫の親の意向を常に気にすることについて，エステルスンドコミューンの家族法担当の社会福祉士からは，「祖父母の世代も本当は心の底からこれだけやってあげたいと思っていても，それだけやってしまったら嫌がられるのではないかとか，踏み込み過ぎるのではないか，別に親を批判しているわけではないけれど，そういう風にとられるのではと，怖くてなかなか踏み込めないということもきっとあるのです」との説明があった（小野寺 2018）。

8）「協力のための対話」“samarbetssamtal”（調停の意）とは，両親が離別する際に親権についての同意ができていない場合，裁判所による親権の決定が下される前に，社会福祉課・社会福祉局が両親を呼び出し，子どもへの対応の仕方や親権についての話し合いを促すものである。コミューンの規模にかかわらず，この支援の提供義務が法律によって課せられている。コンタクトパーソンとは，親にアドバイスを与えたり対話の相手をしたりする者，あるいは，両親双方に何らかの問題があるような場合に子どもを支援する者をいう。コンタクトファミリーとは，時々子どもを預かって両親の負担を軽減する役割を担う家庭をいう。祖父母がコンタクトパーソン，コンタクトファミリーとして選任されるケースもある。

9）「子どもの最善の利益」の解釈が個人によって異なる可能性があることから，この語が祖父母から聞かれた場合は，その個人が理解するところの「子どもの最善の利益」という意味で〈子どもの最善の利益〉と表記した。スウェーデン社会に「子どもの最善の利益」という理念がどのように浸透していったのかについては，今後の調査研究のなかで明らかにしていきたいと考える。

10）2016年：エステルスンドコミューン社会福祉課職員5名，ストックホルムノルマルム区社会福祉局職員2名・スカルプネック区社会福祉局職員3名。2017年：エステルスンドコミューン社会福祉課・高齢者障害福祉課職員10名，ストックホルムダンデリードコミューン社会福祉課職員1名。職員の発言はいずれも小野寺（2018）に拠る。

11）離別した両親の新しいパートナーの呼称にはいろいろあるが，「エキストラ母さん・父さん」「ボーナス母さん・父さん」と呼ばれることが多い。また，新しいパートナーの連れ子には「ボーナスきょうだい」という呼称がある。エキストラやボーナスという語を付すのは，新しくできた関係を肯定的にとらえようとする意図の表れとされている。

12）この度の調査では，居住地，年代，性別による特徴を抽出するには至らなかった。次の調査では，階層が世代間関係における個人の選択に及ぼす影響についても解明していきたい。

文献

安達正嗣, 1999,『高齢期家族の社会学』世界思想社.

————, 2010,「高齢期家族研究のパースペクティヴ再考——「家族」から「家庭」再構築へ」『家族社会学研究』22（1）: 12-22.

安藤究, 1994,「新しい祖母の誕生？——祖父母のスタイルの変容の可能性について」森岡清志・中林一樹編『変容する高齢者像——大都市高齢者のライフスタイル』日本評論社, 79-118.

————, 2017,『祖父母であること　戦後日本の人口・家族変動のなかで』名古屋大学出版会.

Bergström, Malin, Emma Fransson, Bitte Modin, Marie Berlin, Per A Gustafsson, and Anders Hjern, 2015, “Fifty moves a year: is there an association between joint physical custody and psychosomatic problems in children?” *Journal of Epidemiology & Community Health*, 69（8）: 769-74.

Griggs, Julia, Jo-Pei Tan, Ann Buchanan, Shalhevet Attar-Schwartz, and Eirini Flouri, 2010, “They’ve Always Been There for Me: Grandparental Involvement and Child Well-Being,” *Children & Society*, 24（3）: 200-14.

原田綾子, 2017,「家族関係の再編成の観点から見た家事調停の現状と課題――未成年の子がいる夫婦の離婚事件の処理に焦点を当てて」『家族社会学研究』29（1）: 49-62.

Jappens, Maaike and Jan Van Bavel, 2016, "Parental Divorce, Residence Arrangements and Contact Between Grandchildren and Grandparents," *Journal of Marriage and Family*, 78（2）: 451-67.

Jappens, Maaike, 2018, "Children's Relationships With Grandparents in Married and in Shared and Sole Physical Custody Families," *Journal of Divorce & Remarriage*, 59（5）: 359-71.

厚生労働省, 2015,『離婚前の子どもの養育に関する取り決めを促すための効果的な取組に関する調査研究事業報告書』.（2019年10月10日取得, https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11920000-Kodomokateikyoku/0000183803.pdf）

――――, 2020a,「離婚」『令和元年人口動態統計』（確定数）,（2021年1月19日取得, 人口動態調査 人口動態統計 確定数 離婚 年次 2019 年｜ファイル｜統計データを探す｜政府統計の総合窓口（e-stat.go.jp））

――――, 2020b,「婚姻」『令和元年人口動態統計』（確定数）,（2021年1月19日取得, 人口動態調査 人口動態統計 確定数 婚姻 年次 2019 年｜ファイル｜統計データを探す｜政府統計の総合窓口（e-stat.go.jp））

名須川知子・上月素子・井上千晶・番匠明美・濱田格子・新道由記子, 2015,「世代間交流としての子育て支援に関する研究――祖父母世代の意識調査から」『兵庫教育大学研究紀要』47: 11-18.

野口康彦, 2011,「離婚後の子どもと共同親権に関する一考察――子どもの福祉の視点から」『茨城大学人文学部紀要』11: 1-8.

OECD, 2016, Family Database, SF3.3. Cohabitation rate and prevalence of other forms of partnership, Marital and partnership status, (Retrieved May 30, 2020, http://www.oecd.org/els/family/database.htm).

OECD, 2020, Family Database, SF2.4: Share of births outside of marriage, Fertility indicators, (Retrieved Nov.7, 2020, http://www.oecd.org/els/family/database.htm).

小内透, 2005,『教育と不平等の社会理論――再生産論をこえて』東信堂.

小野寺理佳（編著）, 2018,『「多世代の紐帯」としての祖父母世代――スウェーデンにおける離婚・再婚家庭に関する調査から』2015-2018年度科学研究費補助金研究成果報告書（JP15K03848）, 名寄市立大学.

SCB（スウェーデン統計局）, 2009, *Barn i dag – En beskrivning av barns villkor med Barnkonventionen som utgångspunkt (Children Today – Describing children's living conditions based on the "Convention on the Rights of the Child")*, (Retrieved Aug.10, 2019, http://share.scb.se/ov9993/data/publikationer/statistik/_publikationer/le0102_2007i08_br_a40br0902.pdf)

SCB（スウェーデン統計局）, 2017, *Utveckling av SCB:s Barn- och familjestatistik (Development of Statistics Sweden's statistics on children and their families)*, (Retrieved Aug.10, 2019, https://www.scb.se/contentassets/ddfcaaff5e2f4f7ba4fb7c09a4655808/le0102_2015i16_br_be96br1701.pdf)

新道由記子, 2013,「祖父母と育児――祖父母のライフスタイルとしての育児支援」『季刊家計経済研究』97: 23-32.

総務省統計局, 2020,『世界の統計2020』,（2020年11月7日取得, https://www.stat.go.jp/data/sekai/0116.html）.

杉井潤子, 2006,「祖父母と孫との世代間関係――孫の年齢による関係性の変化」『奈良教育大学紀要』55（1）: 177-89.

諏澤宏恵, 2012,「祖父母役割の取得過程――孫世代, 親世代の相補的調整を通して」『人間文化研究科年報（奈良女子大学）』27: 115-24.

――――, 2013,「日米の実証研究にみる祖父母――孫関係の発達的変化：祖父母・親・孫のライフステージを単位とした検討」『人間文化研究科年報（奈良女子大学）』28: 121-31.

髙橋睦子, 2013,「面会交流と子どもの最善の利益――スウェーデンとフィンランドでの展開を中心に」『法律時報』85（4）: 63-66.

Westphal, Sarah Katharina, Anne-Rigt Poortman, and Tanja Van der Lippe, 2015, "What About the Grandparents? Children's Postdivorce Residence Arrangements and Contact With Grandparents," *Journal*

of Marriage and Family, 77: 424-40.
山西裕美, 2018,「日本における離別後の親権と共同養育における課題についての一考察」『社会福祉研究所報（熊本学園大学付属社会福祉研究所）』46: 1-19.
善積京子, 1995,「スウェーデンのカップル形成の三形態」『追手門学院大学人間学部紀要』創刊号: 159-78.
————, 2009a,「スウェーデンにおける離別後の養育・居所・面会（その1）——養育規程と家族法事務所」『追手門学院大学社会学部紀要』3: 169-91.
————, 2009b,「「子どもの最善の利益」からみたスウェーデンの養育裁判」『北ヨーロッパ研究』6: 71-81.
————, 2011,「スウェーデンの家族変容——家族政策と生活実態」『家族社会学研究』23（2）: 196-208.
Zartler, Ulrike, and Katrin Grillenberger, 2017, "Doubled Homes – Doubled Social Ties? Children's Relationships in Post-Divorce Shared Residence Arrangements," *Children & Society*, 31: 144-56.

*本研究はJSPS科研費 JP15K03848の助成を受けた。

Intergenerational Relationships in the Case of Shared Residence Arrangement in Sweden

Rika ONODERA

Key Words

the roles of grandparents, intergenerational relations, shared residence

Abstract

The objective of this paper is to explore the roles of grandparents in the case of "divorce of parents who raising minor children." In Japan, the discussion on joint legal custody and joint physical custody after divorce is just started. So, this paper focused on the grandchildren who under joint physical custody in Sweden, where joint physical custody is widely common. In 2016 and 2017, interviews were held in Östersund and Stockholm with 10 grandparents who have grandchildren with separated parents. After parental divorce, those grandchildren were or have been in a 'shared residence arrangement', i.e. joint physical custody where the child is sharing his or her time equally between two custodial parents' homes. In the interviews, we asked grandparents about their family values, contents of support for grandchildren and their parents, frequency of interaction with them, recognition of intergenerational relationships, conflicts, and worries related to support and intergenerational interaction.

There are three findings from the interviews. (1) Grandparents play an important role in creating new networks between generations. (2) However, they are often torn between ideas that highly appreciate individual independence and self-determination and the mentality of putting the family first. (3) They also hope that by increasing interaction with the younger generation, they will not become lonely or isolated as they grow older. These findings suggest that it will be important to review the childcare environment of grandchildren from the perspective of multigenerational relationships.